多摩手讀賣

八王子の農業委員

無許可で農地改良工事

指導後も土砂搬入

「必要とは知らなかった」

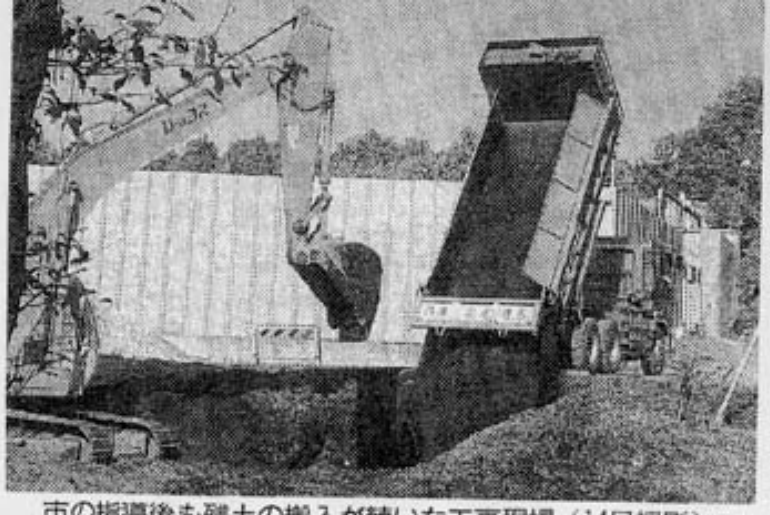

市の指導後も残土の搬入が続いた工事現場（14日撮影）

八王子市の農業委員（69）が都の許可を得ないまま、同市堀之内の所有地で農地改良工事を行っていたことが二十四日、明らかになった。市によると、「許可が下りるまで工事を停止するように」と同市開発指導課が指導した後も、農業委員は、別の工事現場から出た残土の搬入を続けていた。農地改良工事の是非を審議する立場の農業委員による違反行為に、同課では「重大な違反。厳しく対応したい」と語る。これに対し、農業委員は「一時転用の許可が必要とは知らなかった。市の指導を受けた後も、契約があり、残土を引き受けるのはやめられなかった」と話している。

現場は多摩丘陵の一角で、工事は、くぼ地の水田など約九千七百平方㍍に約二万五千立方㍍の残土を運び込んで平らにし、畑にする計画。事業主は、この農業委員で、工事は日野市内の土木業者が請け負った。

千平方㍍以上の農地改良を行う場合、農地法に基づき、「農地の一時転用行為」として都知事の許可を得る必要がある。事業主は、市の農業委員会に一時転用の申請を行い、同委員会で審議されて認められれば、さらに都で審査されたうえで許可が出されるが、この工事は、一時転用の許可を得ていなかった。

八王子市開発指導課などによると、同課では「必要な許可を得るまで、工事は始めないように」と業者に伝えていたが、今月十二日、市民から「工事を始めている」という通報を受けたため、業者に確認し、すぐに停止するよう注意した。

その後も、日野市内の電機メーカーの施設建設地から出た大量の残土がダンプカーで次々と搬入されたため、同課で農業委員と工事業者に繰り返し停止するように指導したが、工事は十六日まで続いたという。

この農業委員は二十日の読売新聞社の取材に対し、「市からは、一時転用の許可が出る前に着工してはいけないとは聞いていない」としたうえで、「市から突然、工事を中止するように言われたが、残土を出す側の都合もあるので、十六日までとめられないと最初に言っておいた」と主張し、市の説明とは真っ向から食い違っていた。

他方で、農業委員は二十三日、工事業者との連名で黒須隆一市長あてに、「市から、許可を得るまで工事をしないようにと注意を受けていたのに、着工してしまった。……許可を得てから、工事を再開する」という内容の始末書を提出した。

農業委員会の沢井勝巳会長は、「委員には、研修などを行っているのだが、（許可が必要だということを）忘れてしまったのだろうか」と話している。

全国新酒鑑評会金賞受賞蔵
清酒 桑乃都 八王子

【支局】
八王子〒192-853
八王子市本町24-
電0426-22-716
FaX 22-716
立川〒190-002
立川市柴崎町
3-17-1
電042-523-447
FaX 527-400
町田〒194-002
町田市中町2-4-1
電042-723-366
府中〒183-002
府中市宮町
4-40-3
電042-351-414
【通信部】
青梅0428-31-923
福生042-551-054
東村山
042-392-112
購読、配達
八王子 44-653
立川南部522-084
立川北部531-661
府中 365-467
町田 722-484
青梅 22-293
福生 551-111
東村山 395-431
日野 581-722
小金井 325-618
昭島 541-027
東久留米 71-005
武蔵村山561-007
東大和 562-270
国分寺 321-098
多摩 375-942
稲城 377-391
清瀬 575-374
枚方 91-102
八王子 558-184
読売広告
042-524-0435
読売メディアセンター042-939-8686
読売旅行
042-523-1491
多摩読売IS（折り込み広告）
0426-56-6560

中古白寿のヘルストロン
発売価格の80～40%OF
高尾健康機
東京都八王子
電話04